

【財形住宅預金規定】

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財形預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・自動継続)

- (1) 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む。）は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払いは、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払戻しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払戻しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払戻し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払戻しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

A	1年以上2年未満	当金庫所定の「2年未満」の利率
B	2年以上	当金庫所定の「2年以上」の利率

（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金を第5条（預金の解約）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「共通規定第6条（解約等）」第1項から第8項の規定によりこの預金を解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）に

よって1年複利の方法により計算します。

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
C	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
D	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
E	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
F	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を規定第3条の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名・押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前項のほか、「共通規定第6条（解約等）」第1項から第8項の規定により、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って税額を追徴します。

- (1) 規定第3条によらない払戻しがあった場合。
- (2) 規定第3条による一部払戻後2年以内に残額を払戻さなかった場合。
- (3) 規定第3条による一部払戻後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払戻しがあった場合。
ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻しの場合は除きます。

7. (差引計算等)

- (1) 規定第6条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し次により税額を追徴できるものとします。
 - ①規定第6条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ②この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約にもとづく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各項に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 規定第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合。
- (2) 定期預入れが2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所、在留期限その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 契約の証を再発行するときは、預金者は当金庫「手数料一覧」にもとづく再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
- (6) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類提出にかかる権限を有しないと判断される特段の事情がないと、当金庫が過失なく判断して行った手続により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金債権および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書面により行います。

以上